

幼稚園及び認定こども園における障害児支援の体制と個別の指導計画の作成実態(1): 園長を対象とした調査結果から

阿尾 有朋¹⁾ 原田 晋吾¹⁾

¹ 東京家政学院大学

The survey of support system for children with disabilities and utilization for an individualized teaching plan in Kindergartens and Certified centers for early childhood education and care (1):

Questionnaire survey to the director

Aritomo AO¹⁾ Shingo HARADA¹⁾

¹ Tokyo kasei gakuin University

幼稚園及び認定こども園における障害児支援体制の実態と課題を整理することを目的として、設置主体別の比較分析を行った。 χ^2 検定による分析の結果、教員の経験年数、特別支援教育コーディネーターの指名、外部研修への参加、個別の指導計画の作成、個別の指導計画の未作成の理由等に集計値の偏りが検出された。また、残差分析の結果から、私立における障害児支援体制の課題が浮き彫りとなった。一方で、私立には保育方針の独自性と教育課程編成の自由度が高いという利点があり、これを活かした障害児支援の在り方の検討が今後の対策の要となることを指摘した。

キーワード：幼稚園、認定こども園、設置主体、障害児支援、個別の指導計画

Keywords: kindergarten, center for early childhood education and care, installation subject, children with disabilities, individualized teaching plan

1) 東京家政学院大学
〒194-0292 東京都町田市相原町2600番地

1 Tokyo Kasei Gakuin University.
2600 Aihara, Machida (194-0292)

1. はじめに

2017年3月に学校教育法施行規則が改正され、これに伴い全部を改正した幼稚園教育要領が告示された。本改正では、総則に「特別な配慮を必要とする幼児への指導」が盛り込まれ、障害のある幼児などや海外から帰国した幼児等への指導について言及されている。

なかでも、障害のある幼児などについては、「個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」ことが求められている。ここでいう「障害のある幼児など」とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症スペクトラム、ADHDのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある者を指し、非常に幅広く多様な概念であることが分かる。

今般の改正に障害のある幼児などへの指導が盛り込まれた背景として、障害の多様化と支援ニーズの増大、そして特別支援教育の推進が挙げられる。2007年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、従来の特殊教育は特別支援教育へと移行した。これに先立ち取りまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、従来の特殊教育の対象の障害のみならず、LD、ADHD、高機能自閉症といった発達障害を支援の対象とすることが明記された。通常学級における発達障害やその疑いのある児童生徒の存在が教育界を中心に注目を集めるようになったことがその理由である。2012年に実施された文部科学省による調査¹⁾では、全国（岩手、宮城、福島の3県を除く）の公立小・中学校の通常学級に、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒がおよそ6.5%の割合で在籍することが推計値で示されている。また、小・中学校に限らず、幼稚園においても発達障害やその疑いのある幼児の在籍することが各種調査から明らかとなっている。発達障害早期総合支援モデル事業として岐阜大学が全国の公立幼稚園936園を対象に行った調査²⁾では、障害の診断のある幼児が2.3%、発達

の遅れや偏りが気になる幼児が2.9%在籍すること、診断のある幼児の半数が自閉症スペクトラムであることが明らかとなっている。

発達障害以外の障害への支援ニーズも広がりつつある。「子ども・子育て支援推進調査研究事業」として日本保育協会が実施した調査³⁾では、回答のあった809件の認可保育所の内、60.9%の園に障害のある幼児が在籍し、その内訳は自閉症スペクトラム35.4%、知的障害19.8%、ADHD14.5%、肢体不自由7.6%となっている。また、全体からみれば少数ではあるが、医療的ケアを要する幼児が22名いることも明らかとなっている。「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」⁴⁾では、0～19歳の医療的ケア児が年々増加していることが示されており、今後、保育や幼児教育の現場においても医療的ケア児が増加していくことが推察される。

以上のように、幼稚園や小・中学校における支援ニーズの増大、医療的ケア児をはじめとする障害の多様化を踏まえ、様々な教育現場で特別支援教育の一層の推進が求められている。具体的には、①園内／校内委員会の設置、②幼児の実態把握の実施、③特別支援教育コーディネーターの配置、④個別の指導計画の作成と活用、⑤個別の教育支援計画の作成と活用、⑥巡回相談の受け入れ、⑦専門家チームの受け入れ、⑧研修の実施などへの取り組みが、幼稚園を含めた学校現場にトップダウンで求められてきた⁵⁾。これらの取り組みは、経年的に徐々に進められつつあることが文部科学省の調査⁶⁾から読み取れる（図1）。しかしながら、幼稚園や認定こども園における校内委員会の設置率、特別支援教育コーディネーターの配置率、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成率は、小・中学校と比べると低い水準にある（図2）。また、同調査から国公立と比べ私立における水準も相対的に低いことが明らかとなっている。

これらの取り組みの充実を図り、特別支援教育を推進するためには、個々の教師のみならず、園

全体での理解と体制の整備が重要である。特殊な専門性を備えた一人の教師に依存するのではなく、園として人と人をつなぐコーディネーター、皆が実態を共通理解し問題解決を行うための指導計画や校内(園内)委員会などの協働体制を整えるという“価値観のチェンジ”が求められているのである⁵⁾。

そこで、本研究では幼稚園及び認定こども園における障害児支援体制の実態を明らかにするとともに、今後の課題を整理する。また、8つの取り

組みのなかで特に水準の低い個別の指導計画を取り上げ、計画の作成や活用に係る実態や考えを明らかにすることを目的とする。

ところで、幼稚園や保育所を対象とした調査研究では、設置主体(国立、公立、私立)の別による親への関わりの違い⁷⁾や保育に係る考え方や方針の違い⁸⁾等が示されている。そこで、本稿においても障害児支援体制について設置主体による違いを比較検討することにした。

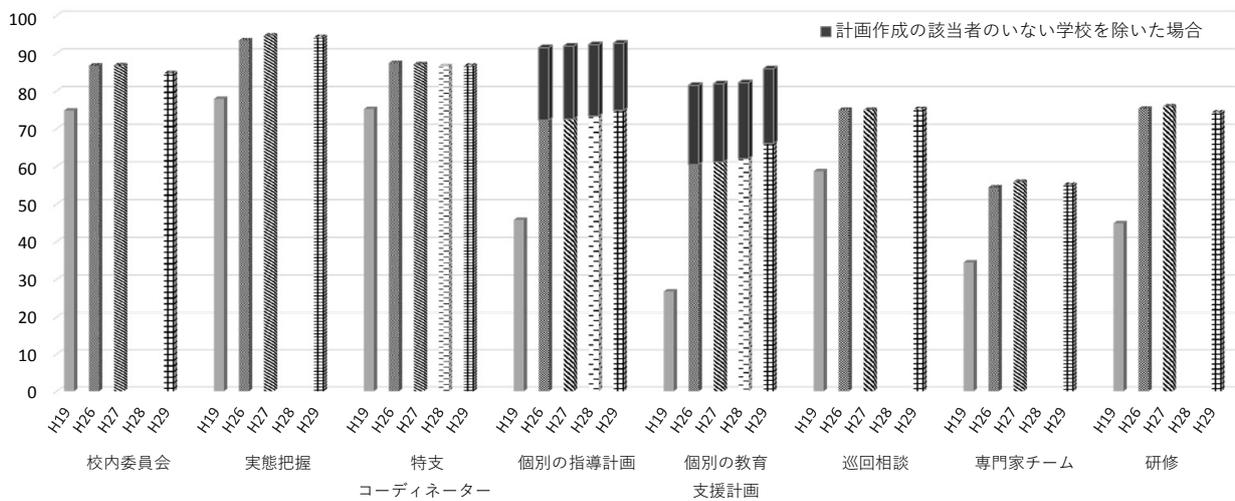


図1 特別支援教育体制整備状況年次推移 (幼保連携型認定こども園・幼・小・中・高の国公立計)

出典：文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」より著者改変

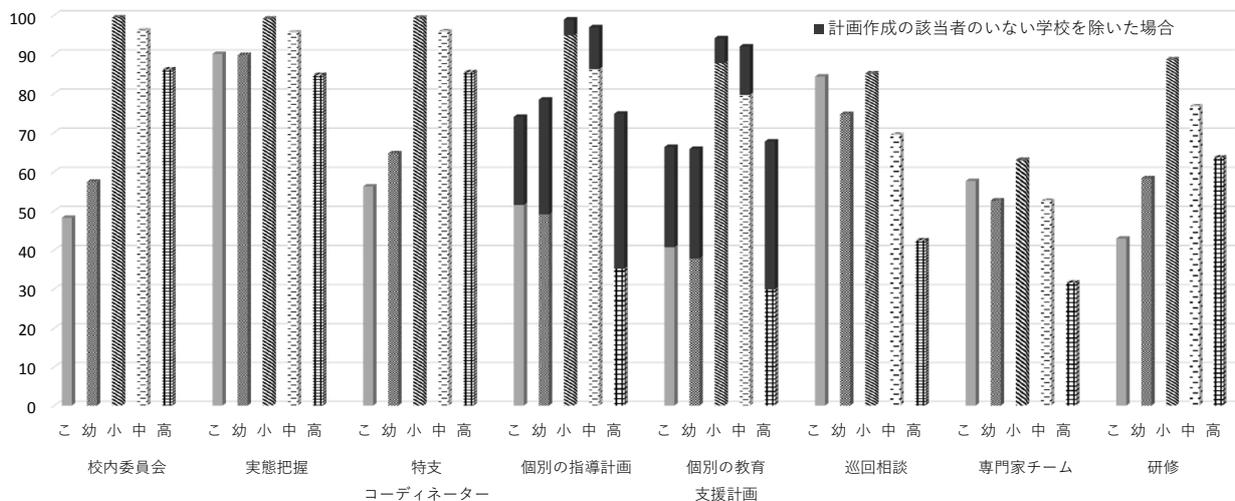


図2 特別支援教育体制整備状況学校種別統計 (幼保連携型認定こども園・幼・小・中・高の国公立計)

出典：文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」より著者改変

2. 質問項目及び調査方法

全国の各自治体が公開している幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のリストをもとにランダムに抽出した1,550園に調査票を郵送した。加えて、調査票にはQRコードを掲載し、ネット経由(Google[®])による回答を可とした。調査項目は、「園の教育体制」「障害のある幼児等の在籍状況」「障害のある幼児等への指導体制」「個別の指導計画の作成と運用状況」「教育委員会による支援等」に関する全20項目から構成した。本稿では、上記項目の内、障害児支援体制及び個別の指導計画に係る項目の結果を示す。

回収された調査票は494部(回収率31.9%)である。内訳は以下の通りである(表1)。回答者は園長とした。なお、回答の有効活用の観点から、未回答が含まれる調査票であっても、回答のある項目は集計対象とした。

表1 対象園の内訳

| | 幼稚園 | 幼保連携型 こども園 | 幼稚園型認定 こども園 |
|----|-----|---------------|----------------|
| 国立 | 34 | | |
| 公立 | 160 | 89 | 16 |
| 私立 | 114 | 60 | 21 |

3. 分析方法

各質問項目について、設置主体(国立、公立、私立)の別に回答を集計し、 χ^2 検定による分析を行った。ただし、集計表の全セルの内、期待度数5以下のセルが20%を超える場合には、近似が不良になることから、回答比率のグラフのみを示し

た。また、複数回答項目についても同様とした。分析は、統計ソフトRをベースとしたオンラインプログラム(js-STAR)を用い、有意確率5%未満を統計的に有意とした。

4. 倫理的配慮

本研究は、東京家政学院大学倫理委員会の審査を受けて実施した。なお、本研究に係るCOIに反する事項はない。

5. 結果

5.1. 障害児等の在籍状況

障害児や要支援児に関する各項目を設置主体別に集計し、その割合を示した(表2)。

5.1.1. 障害児等の在籍状況

χ^2 検定の結果、障害児の在籍児数に有意な偏りが検出された($\chi^2=283.32$, $df=2$, $p<.01$)。残差分析(Haberman, 1974)⁹⁾の結果、障害児の在籍率は公立で有意に高く、国立及び私立で低かった。

5.1.2. 要支援児の在籍率

障害の診断または認定を受けていないが、行動面等に困難が見られ発達障害の可能性のある幼児を「要支援児」と定義し、その在籍率を算出した。 χ^2 検定の結果、要支援児の在籍児数に有意な偏りが検出された($\chi^2=393.90$, $df=2$, $p<.01$)。残差分析の結果、要支援児の在籍率は公立で有意に高く、国立及び私立で低かった。

表2 障害児等の設置主体別比較

| | | 国立 | | 公立 | | 私立 | | 全体 | |
|----------------|-------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|----------|
| | | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 有意 確率 |
| 障害児 | 障害児 | 26 (0.7%) | -8.33** | 955 (4.6%) | 16.02** | 716 (2.4%) | -11.53** | 1697 (3.1%) | .000 |
| | 非障害児 | 3466 (99.3%) | 8.33** | 19607 (95.4%) | -16.02** | 29732 (97.6%) | 11.53** | 52805 (96.9%) | |
| 要支援児 | 要支援児 | 136 (3.9%) | -4.21** | 1633 (7.9%) | 19.85** | 1207 (4.0%) | -17.30** | 2976 (5.5%) | .000 |
| | 非要支援児 | 3466 (96.1%) | 4.21** | 18929 (92.1%) | -19.85** | 29241 (96.0%) | 17.30** | 51526 (94.5%) | |
| 就園時の 療育支援受給 | 受給 | 36 (1.0%) | -4.65** | 595 (2.9%) | 9.64** | 529 (1.7%) | -7.12** | 1160 (2.1%) | .000 |
| | 非受給 | 3456 (99.0%) | 4.65** | 19967 (97.1%) | -9.64** | 29919 (98.3%) | 7.12** | 53342 (97.9%) | |

* $p<.05$, ** $p<.01$

※ は有意に多く、 は有意に少ないことを表す。

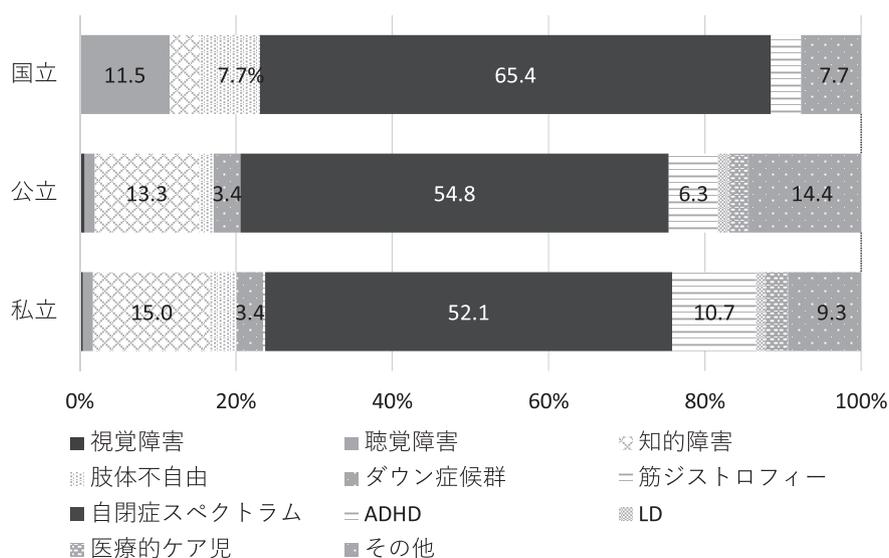


図3 障害幼児等の内訳

5.1.3. 就園時点における障害児支援の給付状況

就園時点で障害児支援の給付が判明していた幼児について、その割合を算出した。 χ^2 検定の結果、給付が判明していた幼児数に有意な偏りが検出された ($\chi^2=100.35$, $df=2$, $p<.01$)。残差分析の結果、給付が判明していた幼児の割合は公立で有意に高く、国立及び私立で低かった。

5.1.4. 在籍する障害児の内訳

国立、公立、私立のいずれにおいても、自閉症スペクトラムの占める割合が最も高く、次いで知的障害、ADHD または LD の順という結果であった (図3)。一方、医療的ケア児が2~3%を占めており、医療的ケアを要する子どもが在籍する実態を示す結果となった。

5.2. 障害児支援の体制

障害児支援体制に関する各項目を設置主体別に集計し、その割合を示した (表3)。

5.2.1. 教員の経験年数

χ^2 検定の結果、経験年数区分による人数の偏りは有意であった (常勤 $\chi^2=87.05$, $df=8$, $p<.01$; 非常勤 $\chi^2=38.01$, $df=8$, $p<.01$)。残差分析の結果、常勤職員では10年以上の職員の占める割合が国立及び公立で有意に高く、私立で低かった。一方、

1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満の職員は私立において高く、公立で低かった。非常勤では10年以上の職員の占める割合が公立で高かった。私立については、3年以上5年未満の職員の占める割合が有意に高く、10年以上の職員が占める割合が低かった。

以上の結果から、設置主体での比較において国立や公立では経験年数が10年以上のいわゆるベテラン職員の占める割合が高く、私立では経験年数が短い職員の占める割合が高い傾向にあることが明らかとなった。

5.2.2. 加配教員

χ^2 検定の結果、加配教員の人数の偏りは有意であった ($\chi^2=24.38$, $df=2$, $p<.01$)。残差分析の結果、加配教員の占める割合は国立で有意に低いのに対し、公立では高かった。

5.2.3. 特別支援学校教員免許の所持

常勤職員の内、特別支援学校の教員免許を所持している教員の割合を算出した。 χ^2 検定の結果、特別支援学校教員免許の所有者数に有意な偏りが検出された ($\chi^2=17.26$, $df=2$, $p<.01$)。残差分析の結果、国立における所有者割合が有意に高く、私立において低かった。

表3 障害児支援体制の設置主体別比較

| | 国立 | | 公立 | | 私立 | | 全体 | | 有意 確率 |
|-------------------|-----------|--------------|---------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|
| | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | | |
| 常勤職員の 経験年数 | 1年未満 | 23 (11.1%) | 1.70 | 136 (6.4%) | -3.50** | 228 (9.0%) | 2.79** | 387 (8.0%) | .000 |
| | 1年以上3年未満 | 22 (10.6%) | -1.50 | 253 (12.0%) | -3.87** | 412 (16.3%) | 4.44** | 687 (14.2%) | |
| | 3年以上5年未満 | 29 (14.0%) | -0.19** | 264 (12.5%) | -3.43** | 408 (16.2%) | 3.48** | 701 (14.5%) | |
| | 5年以上10年未満 | 24 (22.0%) | -2.61 | 380 (18.0%) | -0.77 | 491 (19.4%) | 1.81 | 895 (18.5%) | |
| | 10年以上 | 109 (52.7%) | 2.29* | 1080 (51.1%) | 7.64** | 987 (39.1%) | -8.51** | 2176 (44.9%) | |
| 非常勤職員の 経験年数 | 1年未満 | 24 (19.7%) | 3.94** | 62 (7.1%) | -3.25** | 100 (10.4%) | 1.32 | 186 (9.5%) | .000 |
| | 1年以上3年未満 | 17 (13.9%) | -0.05 | 122 (14.0%) | -0.08 | 136 (14.2%) | 0.11 | 275 (14.1%) | |
| | 3年以上5年未満 | 18 (14.8%) | 0.26 | 104 (11.9%) | -2.33* | 151 (15.7%) | 2.19* | 273 (14.0%) | |
| | 5年以上10年未満 | 20 (16.4%) | -2.14* | 210 (24.1%) | -0.34 | 248 (25.8%) | 1.37 | 478 (24.5%) | |
| | 10年以上 | 43 (35.2%) | -0.63 | 373 (42.8%) | 4.0** | 325 (33.9%) | -3.7** | 741 (37.9%) | |
| 加配教員 | あり | 12 (35.3%) | -4.46** | 64 (75.8%) | 3.34** | 129 (66.5%) | -1.09 | 341 (69.3%) | .000 |
| | なし | 22 (64.7%) | 4.46** | 264 (24.2%) | -3.34** | 65 (33.5%) | 1.09 | 151 (30.7%) | |
| 特支免許所有 (常勤職員) | あり | 23 (11.1%) | 3.79** | 120 (5.7%) | 0.97 | 115 (4.6%) | -2.50* | 258 (5.3%) | .000 |
| | なし | 184 (88.9%) | -3.79** | 1993 (94.3%) | -0.97 | 2411 (95.4%) | 2.50* | 4588 (94.7%) | |
| 特支コーディネーターの 指名 | あり | 33 (97.1%) | 3.80** | 223 (84.2%) | 8.45** | 78 (40.0%) | -10.59** | 334 (67.6%) | .000 |
| | なし | 1 (2.9%) | -3.80** | 42 (15.8%) | -8.45** | 117 (60.0%) | 10.59** | 160 (32.4%) | |
| 特支コーディネーターの 内訳 | 園長・副園長 | 5 (15.6%) | -2.20* | 73 (33.0%) | 0.00 | 31 (40.3%) | 1.54 | 109 (33.0%) | .000 |
| | 主幹・指導教諭 | 1 (3.1%) | -1.96* | 27 (12.2%) | -1.91 | 21 (27.3%) | 3.50** | 49 (14.8%) | |
| | クラス担任 | 14 (43.8%) | 1.23 | 85 (38.5%) | 2.47* | 13 (16.9%) | -3.61** | 112 (33.9%) | |
| | その他 | 12 (37.5%) | 2.98** | 36 (16.3%) | -1.27 | 12 (15.6%) | -0.67 | 60 (18.2%) | |
| 外部研修への 参加人数 | あり | 103 (31.3%) | 2.02* | 1039 (34.8%) | 13.74** | 660 (18.9%) | -14.51** | 1802 (26.5%) | .000 |
| | なし | 226 (68.7%) | -2.02* | 1945 (65.2%) | -13.74** | 2826 (81.1%) | 14.51** | 4997 (73.5%) | |

* $p < .05$, ** $p < .01$

※表中の「特支免許所有」は特別支援学校教員免許の所有を、「特支コーディネーターの指名」及び「特支コーディネーターの内訳」は特別支援教育コーディネーターの指名及び内訳を意味する。

※ は有意に多く、 は有意に少ないことを表す。

5.2.4. 特別支援教育コーディネーターの指名と内訳

χ^2 検定の結果、特別支援教育コーディネーターの指名の有無による園数に有意な偏りが検出された ($\chi^2=114.46$, $df=2$, $p < .01$)。残差分析の結果、指名率は国立及び公立で有意に高く、私立では低かった。次に、指名されている職位を「園長・副園長(教頭を含む)」「主幹・指導教諭」「クラス担任」「その他」に分けて、その比率の差を分析した。その結果、職位間の人数に有意な偏りが検出された ($\chi^2=32.28$, $df=6$, $p < .01$)。残差分析の結果、「主幹・指導教諭」の割合が私立で有意に高かった。「クラス担任」の割合は公立で有意に高く、私立で低かった。また、「その他」の割合が国立で最も高く、

なかでも養護教諭の回答が多数であった。

5.2.5. 外部研修への参加人数

障害児支援に関する外部研修への参加人数の割合を算出した。 χ^2 検定の結果、参加人数に有意な偏りが検出された ($\chi^2=212.39$, $df=2$, $p < .01$)。残差分析の結果、参加者の割合は国立及び公立で有意に高く、私立では低かった。

5.2.6. 園内事例検討

国立は全ての園で、公立及び私立は各1園を除き園内での事例検討を実施していた。また、未実施の2園は該当園児の不在が理由であった(図4)。

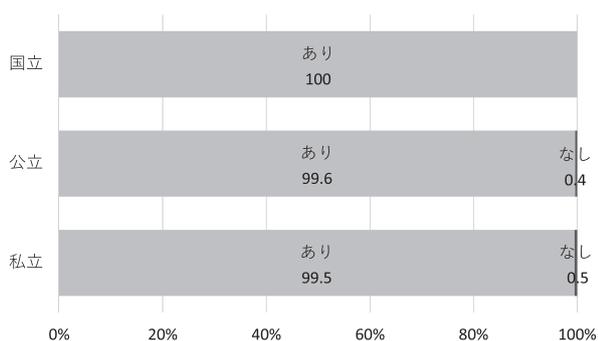


図4 園内事例検討の有無

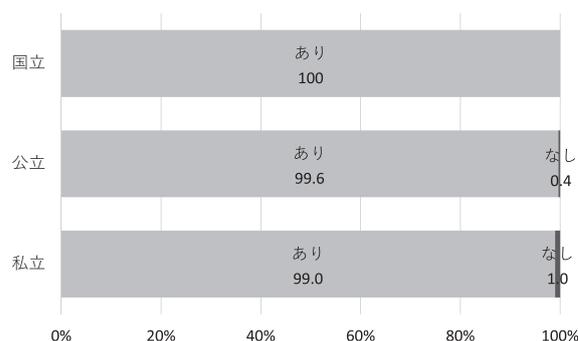


図5 外部機関からの助言の有無

5.2.7. 外部機関等からの助言

国立は全ての園で、公立は1園を除き、私立は2園を除き外部機関等からの助言を受けていた(図5)。

及び私立では「特に受けていない」の割合が公立と比べて高かった。

5.2.8. 教育委員会の側面的支援

教育委員会による側面的支援を、「各種研修」「専門家チームの派遣」「巡回相談」「その他」「特に受けていない」の5つに区分し、集計した延べ人数を基に各カテゴリーの割合を算出した(図6)。

5.3. 個別の指導計画の作成及び運用状況

個別の指導計画の作成と運用の状況に関する各項目を設置主体別に集計し、その割合を算出した。

公立では「各種研修」「専門家チームの派遣」「巡回相談」の割合が国立、私立と比べて高く、国立

5.3.1. 個別の指導計画の作成率

個別の指導計画の作成の有無を設置主体別に集計した(表4)。 χ^2 検定の結果、設置主体別の作成有無の園数に有意な偏りが検出された($\chi^2=58.28$,

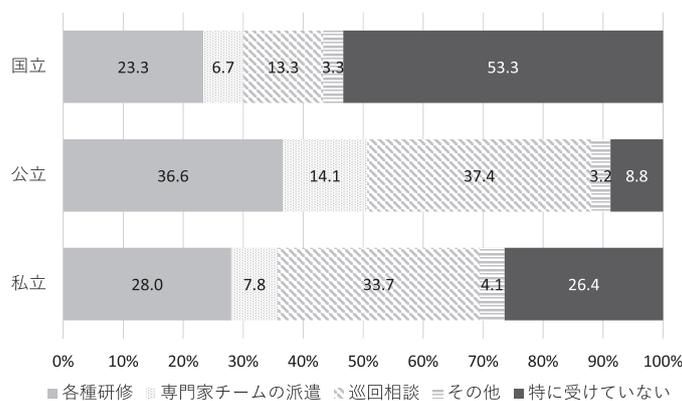


図6 教育委員会による側面的支援

表4 個別の指導計画の作成状況についての設置主体別比較

| | 国立 | | 公立 | | 私立 | | 全体 | |
|------------|------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| | n (%) | 調整済み残差 a | n (%) | 調整済み残差 a | n (%) | 調整済み残差 a | n (%) | 有意確率 |
| 個別の指導計画の作成 | 22 (64.7%) | -1.03 | 229 (86.4%) | 7.53** | 105 (54.4%) | -7.15** | 356 (72.4%) | .000 |
| 未作成 | 12 (35.3%) | 1.03 | 36 (13.6%) | -7.53** | 88 (45.6%) | 7.15** | 136 (27.6%) | |

* $p < .05$, ** $p < .01$

※表中の「特支コーディネーター」は、特別支援教育コーディネーターを意味する。

※■は有意に多く、□は有意に少ないことを表す。

df=2, $p < .01$)。残差分析の結果、作成園の割合は公立で有意に高く、私立で低かった。

5.3.2. 個別の指導計画の主な作成者

個別の指導計画の主な作成者を、「園長・副園長、主幹・指導教諭」「クラス担任」「特別支援教育コーディネーター」「その他」の4つに区分し、集計した人数を基に各カテゴリーの割合を算出した(図7)。国立では「特別支援教育コーディネーター」の割合が公立、私立と比べて高く、公立では「クラス担任」の割合が国立、私立と比べて高く、私立では「園長・副園長、主幹・指導教諭」の割合が国立、公立と比べて相対的に高かった。

5.3.3. 個別の指導計画の活用状況

個別の指導計画の活用状況について、「指導内容の検討」「園長と担任間の情報共有」「教員間での情報共有」「保護者との共通理解」の4つに区分し、集計した人数を基に各カテゴリーの割合を算出した(図8 a-d)。総体的には設置主体に関わらず、いずれのカテゴリーについても「活用している」「やや活用している」という割合が高かった。ただし、「教員間での情報共有」及び「保護者との共通理解」は、他の2つのカテゴリーと比べて「あまり活用できていない」「活用できていない」とする割合が相対的に高かった。また、当該の割合は私立において国立及び公立の2倍程度のポイント差

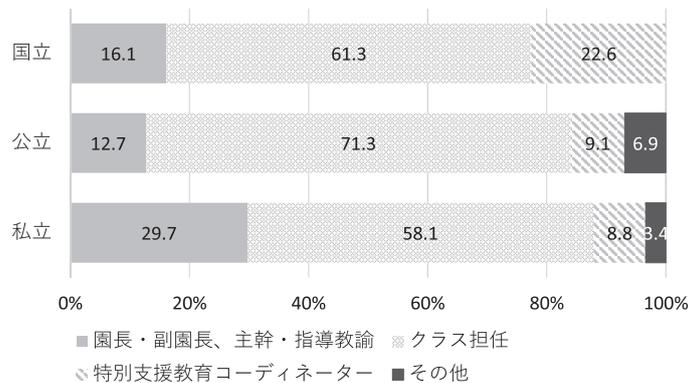
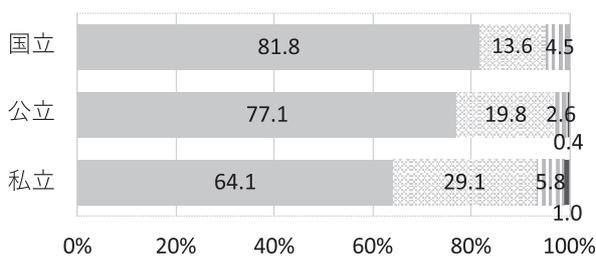
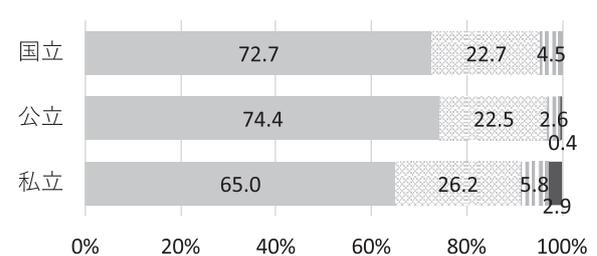


図7 個別の指導計画の主な作成者

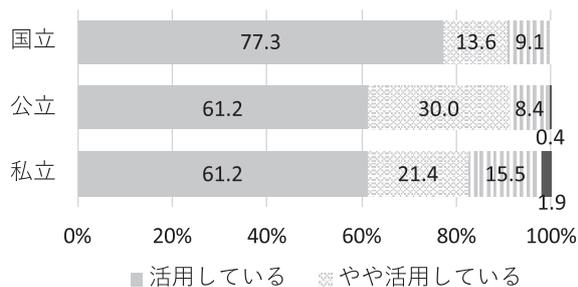
a. 指導内容の検討



b. 園長と担任間の情報共有



c. 教員間での情報共有



d. 保護者との共通理解

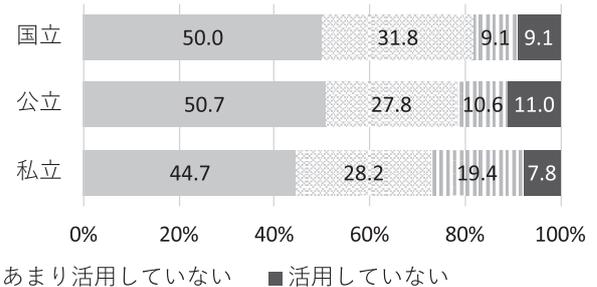


図8 個別の指導計画の活用

がみられた。

5.3.4. 個別の指導計画の未作成理由

個別の指導計画の未作成園を対象に、未作成の理由を質問した。未作成の理由を「時間の不足」「作成方法の不明」「専門性の問題」「様式の不在」「活用方法の不明」「対象幼児の不在」の6つに区分し、集計した人数を基に各カテゴリーの割合を算出した(表5、図9 a-f)。 χ^2 検定の結果、「時間の不足」「作成方法の不明」「専門性の問題」「様式の不在」それぞれにおける人数に有意な偏りが検出された(時間の不足 $\chi^2=6.68$, $df=2$, $p < .05$; 作成方法の不明 $\chi^2=9.15$, $df=2$, $p < .01$; 専門性の問題 $\chi^2=11.91$, $df=2$, $p < .01$; 様式の不在 $\chi^2=15.89$, $df=2$, $p < .01$)。残差分析の結果、「時間の不足」「作成方法の不明」「専門性の問題」について、国立で「あまり当てはまらない」「当てはまらない」とする割合が有意に高かった。また、「様式の不在」については国立と公立で「あまり当てはまらない」「当てはまらない」とする割合が高かった。一方、「作成方法の不明」「専門性の問題」「様式の不在」について、「当ては

まる」「やや当てはまる」とする私立の割合が高かった。

5.3.5. 個別の指導計画の必要性の認識

個別の指導計画の未作成の園を対象として、今後、計画の作成の必要性を感じているかどうかを質問した(図10)。国立では半数の園が作成の必要性を感じていなかった。公立では7割の園が作成の必要性を感じていた。一方、私立では必要性を感じている園と感じていない園はほぼ同数であった。

6. 考察

6.1. 障害児の在籍状況について

障害児の在籍状況は、設置主体別に国立で0.7%、公立で4.6%、私立で2.4%であり、国立及び私立と比較して公立が有意に高かった。また、この傾向は障害の診断や認定を受けていない要支援児についても同様であり、公立における要支援児の割合は7.9%と高い水準にあった。地方都市の幼稚園を対象とした調査¹⁰⁾では、障害児の在籍率が1.4

表5 個別の指導計画の未作成理由についての設置主体別比較

| | | 国立 | | 公立 | | 私立 | | 全体 | |
|---------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|-------------|----------|
| | | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 調整済み 残差 a | n (%) | 有意 確率 |
| 時間の不足 | (やや)当てはまる | 1 (8.3%) | -2.58** | 17 (47.2%) | 0.51 | 40 (47.1%) | 1.07 | 58 (43.6%) | .036 |
| | (あまり)当てはまらない | 11 (91.7%) | 2.58** | 19 (52.8%) | -0.51 | 45 (52.9%) | -1.07 | 75 (56.4%) | |
| 作成方法の不明 | (やや)当てはまる | 0 (0.0%) | -2.42* | 8 (22.2%) | -1.31 | 33 (38.8%) | 2.66** | 41 (30.8%) | .010 |
| | (あまり)当てはまらない | 12 (100%) | 2.42* | 28 (77.8%) | 1.31 | 52 (61.2%) | -2.66** | 92 (69.2%) | |
| 専門性の問題 | (やや)当てはまる | 0 (0.0%) | -3.19** | 14 (38.9%) | -0.67 | 44 (51.8%) | 2.54* | 58 (43.6%) | .003 |
| | (あまり)当てはまらない | 12 (100%) | 3.19** | 22 (61.1%) | 0.67 | 41 (48.2%) | -2.54* | 75 (56.4%) | |
| 様式の不在 | (やや)当てはまる | 1 (8.3%) | -2.79** | 11 (30.6%) | -2.26* | 50 (58.8%) | 3.76** | 62 (46.6%) | .000 |
| | (あまり)当てはまらない | 11 (91.7%) | 2.79 | 25 (69.4%) | 2.26 | 35 (41.2%) | -3.76** | 71 (53.4%) | |
| 活用方法の不明 | (やや)当てはまる | 1 (8.3%) | | 6 (16.7%) | | 23 (27.1%) | | 30 (22.6%) | .213 |
| | (あまり)当てはまらない | 11 (91.7%) | | 30 (83.3%) | | 62 (72.9%) | | 103 (77.4%) | |
| 対象幼児の不在 | (やや)当てはまる | 8 (66.7%) | | 18 (50.0%) | | 30 (35.3%) | | 56 (42.1%) | .064 |
| | (あまり)当てはまらない | 4 (33.3%) | | 18 (50.0%) | | 55 (64.7%) | | 77 (57.9%) | |

* $p < .05$, ** $p < .01$

※ は有意に多く、 は有意に少ないことを表す。

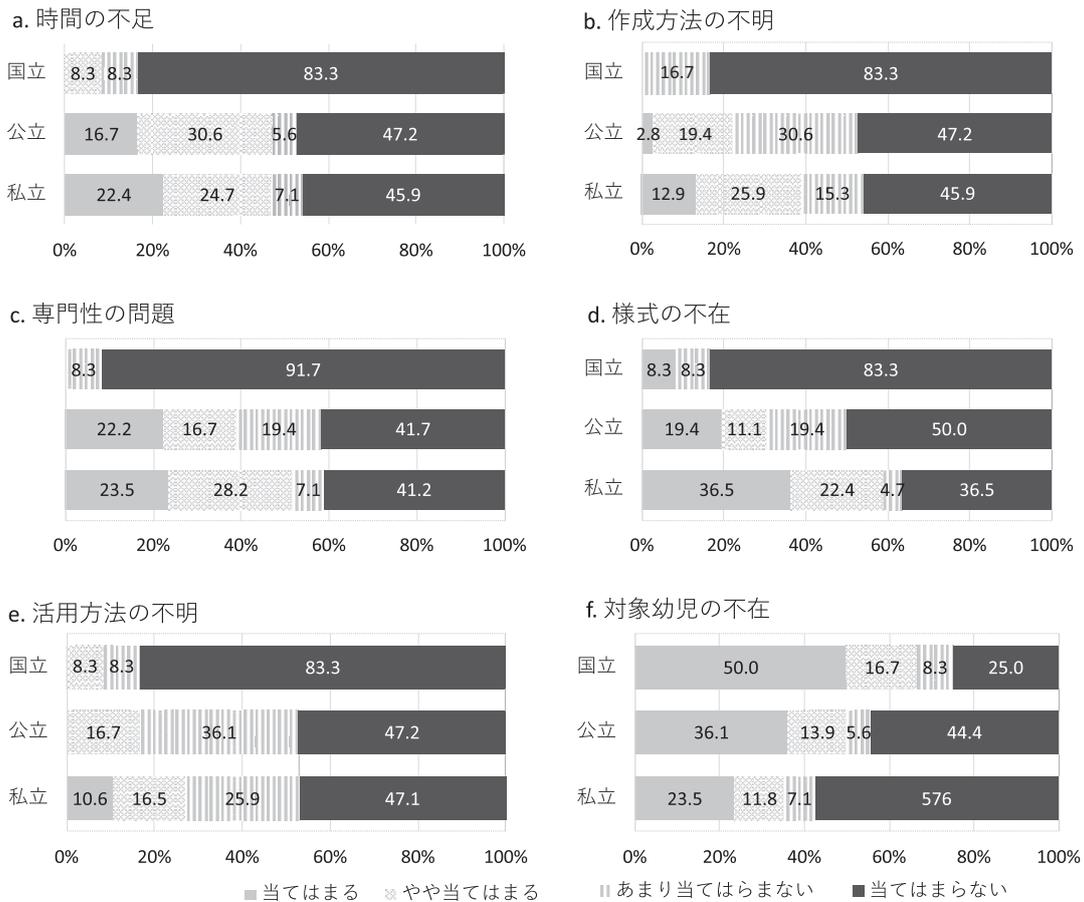


図9 個別の指導計画未作成の理由

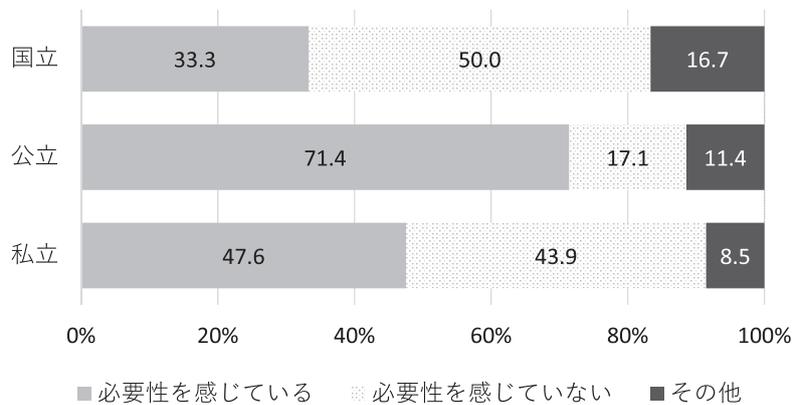


図10 個別の指導計画作成の必要性

%, いわゆる「気になる子ども」の在籍率が4.6%であり、ともに私立に比べて公立の在籍率が高いことが示されている。同じく別の地方都市の保育所を対象とした調査¹¹⁾では、発達障害やその疑いのある幼児の在籍率が2歳児クラス以降で上昇すること、公立で10%超、私立で7%前後であることが示されている。本研究とは対象や調査方法が

異なるため、単純な比較はできないが、公立における在籍率が高い点において同様の傾向が確認できた。

公立に比べて私立での在籍率が低い理由として、保育方針の独自性が挙げられる。公立の場合、幼稚園教育要領に沿った保育方針の一貫性が担保されているが、私立にはそれぞれの保育方針や役割

がある⁸⁾ことから、入園児の選抜が行われることもある。そのため、障害児支援を行っていない園が存在すると推察される。設置主体による在籍率の違いに影響する要因については引き続き検討が必要と考える。

次に、在籍する障害児の内訳については、設置主体に関わらず、自閉症スペクトラムが最も多く、次いで知的障害、ADHD または LD の順であった。関東4都県の幼稚園、保育園、こども園等を対象とした調査¹²⁾でも同様の順に多くなっている。一方、本研究では医療的ケア児が公立に23名、私立に21名在籍することが明らかとなった。近年、医療的ケア児が増加傾向にあることは調査研究¹³⁾によって示されており、幼児教育の現場における増加が見込まれることから、医療人員の配置を含めた支援体制の整備が望まれる。

6.2. 障害児支援の体制について

教員の経験年数は、常勤では10年以上の職員の占める割合が国立及び公立で高く、5年未満の職員の占める割合は私立で高かった。また、非常勤では10年以上の職員の割合が公立で高く、3年以上5年未満の職員の割合が私立で高かった。以上の結果は、国立及び公立における経験年数が長く、私立における年数は短い傾向にあることを示している。平成28年度学校教員統計調査¹⁴⁾によると、教員の平均年齢及び平均勤務年数について公立幼稚園は小・中学校と比べて低いことが分かっており、私立幼稚園ではさらに低くなっている。本研究の結果は、この統計調査の結果を支持するものであり、私立における職員の顕著な入れ替わりの様態を反映するものと言えよう。実際、平成28年の学校教員統計調査では、幼稚園の離職者の内、私立の教員が占める割合は87.9%となっている¹⁵⁾。

ところで、職員の入替わりについて、それ自体は非難されるものではない。しかし、職員が顕著に入れ替わるということは、組織内における障害児支援の経験やノウハウの蓄積・継承が困難になることを意味する。職員が入替わる状況においても、個別の指導計画の継続的な活用等により

障害児支援の質が担保される工夫が重要であると考える。

障害児支援においては、教員の経験年数だけでなく、特別支援教育に係る専門性も重要な要因となる。常勤教員における特別支援学校教員免許の所有率を調べたところ、国立で有意に高く、私立で低かった。筆者らは、特別支援学校教員免許を所有することは、専門性を担保するための一つの要件と考える。幼稚園勤務における特別支援学校教員免許の取得は必須ではなく、障害児支援の質が免許の有無によって決まるわけでもない。しかしながら、特別支援教育の対象となる子どもが増加傾向にあることを踏まえると、障害児支援に係る専門性の向上は今取り組むべき課題である。文部科学省「幼稚園教員の資質向上について－自ら学ぶ幼稚園教員のために（報告）」¹⁶⁾では、教師に求められる専門性の一つとして「特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力」が挙げられ、「障害のある幼児については、障害の種類や程度等の対応に関して必要な専門的知識や技能を習得する必要がある。」と記載されている。障害児支援の体制整備において、教員の専門性向上は中心的課題と言えよう。

次に、園内外の支援体制について考察する。特別支援教育コーディネーターの指名は、国立及び公立で有意に高く、私立で低かった。この結果は、文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査」⁶⁾の結果を支持するものである。特別支援教育コーディネーターの職位別内訳は、主幹教諭・指導教諭の割合が私立で有意に高く、クラス担任の割合が公立で、「その他」の割合が国立で有意に高かった。また、国立の「その他」の多くは養護教諭であった。学校教育法幼稚園設置基準による配置が努力義務となっている養護教諭は、小・中学校と比べて著明に低値である。一方、国立大学付属幼稚園では養護教諭が定員化されている¹⁷⁾。こうした状況から、国立ではクラス担任を持たない養護教諭が指名される割合が高いものと推察される。公立と私立の違いについては、先に述べた教員の経験年数の影響が考えられる。経験年数の長

い教員が多い公立では、障害児支援の経験やノウハウからクラス担任が適格と判断されるが、経験年数の短い教員が多い私立では、クラス担任よりも経験豊かな主幹教諭や指導教諭が適格と判断されているのではないだろうか。

障害児支援に関する外部研修への参加は、参加者の割合が国立及び公立で有意に高く、私立で低かった。背景として、公立は教育公務員特例法の定めにより初任者研修等の機会がある程度保障されている¹⁸⁾が、私立はその機会の保障がなく、特に園外研修では参加教員が終日不在となるため、園としても派遣が難しいという事情がある¹⁹⁾。他方で、国立は附属の上級機関(大学等)からの研修支援が受けられるという利点がある。外部研修の格差を解消する上で、今後は園外からの講師派遣の制度やインターネットを介した遠隔による研修等の整備が必要になると考える。

教育委員会からの側面的支援は、各種研修と専門家チームの派遣の割合が公立でやや高く、巡回相談の割合が国立で低かった。また、「特に受けていない」という回答の割合が国立及び私立で高かった。障害児や要支援児の在籍率が公立で高く、国立と私立で相対的に低いことが一因として考えられるが、本調査では理由を明らかにし得なかった。今後の課題としたい。

6.3. 個別の指導計画の作成と運用について

個別の指導計画の作成率は、公立で有意に高く、私立で低かった。この結果は文部科学省「平成29年度特別支援教育体制整備状況調査」⁶⁾の結果を支持するものであるが、その背景にある理由については後述する。

まず、作成している園を対象に主な作成者を質問した。単純集計の結果では設置主体に関わらず、クラス担任の占める割合が最も高かった。これを比率で俯瞰したところ、いわゆる管理職や指導的立場にある教員(園長・副園長、主幹教諭・指導教諭)の占める割合が私立で相対的に高く、クラス担任の割合は公立で、特別支援教育コーディネーターの割合は国立で相対的に高かった。こうし

た設置主体による比率の違いが生じている背景として、私立では教員の経験年数が短い傾向にあること、逆に公立では経験豊かなベテラン教員が多いこと、国立においては担任をもたない養護教諭が特別支援教育コーディネーターを担っていること等が考えられる。

個別の指導計画の活用状況については、公立及び私立で「活用している」「やや活用している」とする回答の割合が、「指導内容の検討」と「園長と担任間の情報共有」において有意に高かった。一方、「保護者との共通理解」については相対的に低かった。国立においても、有意ではないものの同様の傾向がみられた。そもそも個別の指導計画は、個別の教育支援計画が本人・保護者を含めた関係者間の情報共有ツールに位置づけられているのに対し、子どもの実態に沿った適切な指導を行うことを主眼としている。しかしながら、個別の指導計画の作成や評価過程における保護者との連携の意義²⁰⁾や保護者との協働作成による共通理解の促進効果²¹⁾が示されており、園と保護者間での個別の指導計画の活用については検討の余地があると言える。

次に、個別の指導計画を作成していない園を対象にその理由を質問した。その結果、「時間の不足」「作成方法の不明」「専門性の問題」について、国立で「あまり当てはまらない」「当てはまらない」とする割合が有意に高かった。また、「様式の不在」については国立と公立で「あまり当てはまらない」「当てはまらない」とする割合が高かった。一方、「作成方法の不明」「専門性の問題」「様式の不在」について、「当てはまる」「やや当てはまる」とする私立の割合が高かった。以上の結果から、国立は公立や私立と比べて作成のための時間、方法、職員の専門性が担保されている状況がうかがわれた。また、国立及び公立は私立と比べると個別の指導計画の様式が整えられていることが推察された。一方、私立では「専門性の問題」と「様式の不在」を理由とする割合が50%を超えており、国立や公立とのポイント差が大きく、設置主体による格差がうかがわれる結果となった。

そもそも、幼稚園における個別の指導計画には、小・中学校等で使われている様式が適合しないという指摘がある。それは、学校における指導の内容や形態が、幼稚園における遊びを中心に据えた指導とは大きく異なるためである。また、幼稚園は園ごとに独自の文化を有しており、個別の指導計画の様式を画一化して、どの園にも対応させようとするのは難しいとの指摘もある²²⁾。それゆえ、保育の特性を踏まえた条件を整理した上で、あらためて幼稚園に適合した様式を検討する必要がある。また、専門性の問題や時間の不足は先行研究においても指摘されている課題である。国として、新しい時代に沿った業務の効率化や研修制度の整備を進めるとともに、設置主体による格差を防ぐような工夫が求められていると言えよう。

最後に、計画を作成していない園を対象に今後の計画作成の必要性を感じているかを質問した。単純集計の結果、公立では「(必要性を)感じている」とする割合が71.4%と高率であるのに対し、国立と私立では「(必要性を)感じていない」とする割合が40%から50%を占めた。結果から、設置主体による個別の指導計画に対する考え方の違いがうかがわれるが、この点についてはさらなる検討が必要である。

7. まとめ

幼稚園及び認定こども園における障害児支援体制の実態と課題を整理することを目的として、設置主体別の比較分析を行った。 χ^2 検定による分析の結果、教員の経験年数、特別支援教育コーディネーターの指名、外部研修への参加、個別の指導計画の作成、個別の指導計画の活用状況、個別の指導計画の未作成の理由等に集計値の偏りが検

出された。さらに残差分析の結果から、① 国立及び公立の教員は経験年数が長いのに対し、私立は短い傾向にあること、② 特別支援教育コーディネーターの指名率や外部研修への参加率は、国立及び公立で高く、私立で低いこと、③ 個別の指導計画は、設置主体に関わらず、指導内容の検討や園内での情報共有に活用されていること、一方で④ 保護者との間での活用度は相対的に低いこと、⑤ 個別の指導計画の未作成の理由として、私立では書式の不在、専門性の問題や時間の不足が大きいこと等が明らかとなった。

以上の結果は、障害児支援の体制を検討する上で、私立が置かれている状況の困難さを浮き彫りにしたと言える。たとえば、経験年数の短い教員が多いことから、障害児支援に係る経験やノウハウの蓄積・継承が難しい状況が推察される。また、外部研修への参加率の低さは、時間の確保の難しさ²³⁾や法的な機会の保障がないことの影響をうかがわせる。しかし、その一方で私立幼稚園は保育方針の独自性⁸⁾や教育課程編成のきわめて高い自由度²⁴⁾を有している。

幼稚園に在籍する全園児の8割超が私立に集中¹⁵⁾していることを踏まえると、今後の障害児支援の体制整備を検討する上で、私立幼稚園の利点を活かした支援の在り方が一つの鍵になると考える。

謝辞

調査にご協力頂いた全ての幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の皆様へ感謝申し上げます。本研究は、文部科学省「幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」*の委託費により実施した。

* 研究課題名「幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究－幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える個別の指導計画の作成と運用－」(実行委員：廣江 彰、新開よしみ、吉永早苗、中田範子、丹羽さかの、柳瀬洋美、和田美香、原田晋吾、阿尾有朋 / 以上、東京家政学院大学、田尻さやか / 前東京家政学院大学、現新渡戸文化短期大学)

引用文献

- 1) 文部科学省 (2012) : 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afiel_dfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (閲覧:2020年9月30日)
- 2) 厚生労働省 (2008) : 発達障害早期総合支援モデル事業「幼稚園等における発達障害支援教室研究」(岐阜大学)
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0512-8f_0004.pdf (閲覧:2020年9月30日)
- 3) 日本保育協会 (2015) : 保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、障害児保育等のその支援の内容、居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書. 厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」
- 4) 厚生労働省障害者政策総合研究 (2018) : 医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究平成30年度研究報告書.
- 5) 太田俊己・真鍋健・河合高鋭・横山仁雄・加藤和成・小山望 (2019) : 保育にとって「特別支援教育」「療育」とは何か? -ともに育つことと特別支援教育・療育は両立するか? -. 人間環境学会『紀要』, 32 : 59-73.
- 6) 文部科学省 (2017) : 平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果について.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afiel_dfile/2018/06/25/1402845_02.pdf (閲覧:2020年9月30日)
- 7) 大豆生田啓友 (2008) : 幼稚園・保育所における親とのかかわりに関する調査-種別の違いに着目して-. 人間環境学会『紀要』, 9 : 51-66.
- 8) 新井美保子・千田隆弘 (2011) : 幼保小における学びの接続の探究(その3) -設置主体別等からみた保育内容上の課題-. 愛知教育大学研究紀要, 60 : 33-41.
- 9) Haberman, S. J. (1973) : The Analysis of Residuals in Cross-Classified Tables. *Biometrics*, 29 : 205-220.
- 10) 原口英之・野呂文行・神山努 (2013) : 保育所における特別な配慮を要する子どもに対する支援の実態と課題. *障害科学研究*, 37 : 103-114.
- 11) 佐山智洋・新妻里紗・村上功二・齋藤信哉・永吉敏広・佐藤千代子・緒方明子 (2017) : 保育所における発達障害児に関する実態調査. *国立障害者リハビリテーションセンター研究紀要*, 37 : 27-41.
- 12) 是枝喜代治・角藤智津子・杉田記代子・鈴木佐喜子 (2018) : 幼児期における特別なニーズのある子どもの支援に関する研究. *ライフデザイン学紀要*, 13 : 107-131.
- 13) 奈倉道明 (2020) : 医療的ケア児の定義と年次推移. *周産期医学*, 50 (5) : 752-757.
- 14) 文部科学省 (2019) : 幼児教育の現状.
https://www.mext.go.jp/content/1421925_08.pdf (閲覧:2020年9月30日)
- 15) 文部科学省 (2016) 学校教員統計調査.
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400003&tstat=000001016172> (閲覧:2020年9月30日)
- 16) 文部科学省 (2002) : 幼稚園教員の資質向上について-自ら学ぶ幼稚園教員のために(報告).
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/019/toushin/020602.htm (閲覧:2020年9月30日)
- 17) 田中敏明・福田倭子・松井尚 (2017) : 養護教諭を置いていない幼稚園における学校保健活動の実態. *九州女子大学紀要*, 54 (2) : 141-157.
- 18) 文部科学省 (2004) : 幼稚園新規採用教員研修資料「新しい先生とともに」.
https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000004480.pdf (閲覧:2020年9月

30日)

- 19) 深谷和義・小杉裕子(2020): 小学校との違いでみる幼稚園教諭に不足している初任者研修内容. 椋山女学園大学研究論集(社会科学篇), 51: 109-119.
- 20) 小笠原明子・前田泰弘・匝瑳岳美(2020): 幼児にたいする個別指導計画作成の現状と意義. こども学研究, 2: 51-66.
- 21) 岡田 恵(2020): 保護者・専門職との協働で作成した個別の指導計画の検討. 松山東雲短期大学研究論集. 51: 11-19.
- 22) 加藤麻未・池本喜代正(2016): 幼児期における個別の指導計画の導入に関する一考察－幼稚園での試行を通して－. 宇都宮大学教育学部教育実践紀要, 2: 9-16.
- 23) 友野清文(2009): 私学教員の研修体系と質保証. 教員養成カリキュラム開発研究センター研究年報. 8: 23-33.
- 24) 小野郁子(2016): 幼稚園制度の現状と課題への一考察－3歳児保育実施から見えるもの－. 園田学園女子大学論文集, 50: 59-71.

(令和2年10月 2日受付)

(令和2年11月11日受理)